

国民健康保険運営協議会会議概要

1 開催日時

平成23年1月27日（木）午後2時00分～午後2時43分

2 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所 議会棟 3階 第三委員会室

3 出席者

(委員)

大廣会長、伊藤委員、長谷川委員、秋山委員、椿委員、大貫委員
渡邊委員、富澤委員、高木委員、小泉委員、山中委員

(事務局)

渡部市民生活部長、飯田保険年金課長、川瀬保険年金課主幹
須賀澤保険年金課副主幹、大竹納税課副主幹、坂本保険年金課主査
金岡保険年金課主査、檜垣保険年金課副主査

4 議題

- (1) 諮問第1号 成田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 諮問第2号 成田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 報告第1号 平成23年度成田市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（案）について

(4) 報告第2号 平成23年度成田市国民健康保険特別会計（施設勘定）
予算（案）について

5 議事（要旨）

諮問第1号、成田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について事務局より内容を説明する。

主な質疑応答として

Q 中間所得者層の軽減の一環ですか。

A そうです。

Q 課税限度額は基礎課税分45万円から47万円へ、後期高齢者支援
金等分11万円から12万円へ引き上げですが、国の改正に伴うもの
と思われるが、成田市は1期遅れの改正と記憶しているが。

A 成田市は1期遅れで改正するのが基本となっておりました。改正に
あたりましては、翌年度の4月1日からの適用としております。

最近、国は毎年改正しており、平成23年度にも法定限度額の改正
が見込まれることから、結果的に2期遅れの状況となっております。

（採決 全員賛成により、承認）

諮問第2号、成田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて事務局より内容を説明する。

主な質疑応答として

Q 附則の条例を本則にすることで、内容は変わっていないということ
ですね。

A そうです。

(採決 賛成多数により、承認)

報告第1号、平成23年度成田市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（案）及び報告第2号、平成23年度成田市国民健康保険特別会計（施設勘定）予算（案）について事務局より一括して内容を説明する。

特に質疑なし

以上で全日程を終了した。

6 傍聴

(1) 傍聴者 無

7 次回開催日時（予定）

平成23年7月下旬～8月上旬 午後2時00分から4時00分